

シンガポール・ASEAN 地域における医療機器分野の海外展開調査業務委託 企画提案募集要領

1 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸医療産業都市の医療機器関連企業の海外展開支援施策の検討に資するため、シンガポールを中心とした ASEAN 主要国における医療機器市場の概況を整理するとともに、市内企業の技術・製品との親和性を踏まえた有望分野の評価を行う。

特に、シンガポールを ASEAN 展開の拠点候補として位置付け、その活用可能性を整理するとともに、医療機器分野別の市場性や参入可能性を分析し、今後神戸市が重点的に支援すべき対象分野を抽出する。

併せて、概ね 5 年間を見据えた海外展開支援の方向性を整理し、今後の施策立案及び事業実施に活用可能な基礎資料を作成する。

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金曜）まで

2 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良と評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- (11) 企業共同体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(10)をすべて満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式第9号）を提出すること。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年10月6日（火曜） |
| (2) 参加申込書兼質問書等の提出 | 令和8年10月21日（水曜）17時30分必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年10月28日（水曜）まで |
| (4) 提案書・見積書等の提出 | 令和8年11月19日（木曜）17時30分必着 |
| (5) 選定結果の通知 | 令和8年12月上旬予定 |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和8年12月上旬予定 |
| (7) 事業完了 | 令和9年2月26日（金曜） |

5 参加申込書兼質問書等の提出

本プロポーザルへの応募を希望する者は、令和8年10月21日（水曜）17時30分（必着）までに、参加申込書兼質問書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を、後記「11 問合せ及び書類の提出先」までEメール又は郵送にて1部提出すること。なお、期限までに参加申込書を提出していない場合、本プロポーザルに参加することはできない。また、期限を過ぎてからの質問も受け付けない。

6 質問への回答

令和8年10月28日（水曜）までに、参加申込書兼質問書の提出者全員へ（質問者以外の者に対して）、参加申込書兼質問書記載の連絡担当者宛にEメールで回答する。ただし、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。なお、回答の際、質問した事業者名は公表しないこととする。

7 提案書・見積書等の提出

令和8年11月19日（木曜）17時30分（必着）までに、以下に記載の提出書類等を、後記「11 問合せ及び書類の提出先」までEメールまたは郵送にて1部提出すること。なお、期限までに提案書・見積書等の提出がない場合、本プロポーザルへの参加辞退として取り扱う。容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメールが届かなかった場合においても、提出期限後の提出は一切受け付けない。市メールアドレスの容量は14MBまでとなっており、容量がそれを超える場合は事前連絡すること。また、やむを得ず持参による場合は、事前にその旨を連絡すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書提出書（様式第3号）
- ② 企画提案書（参考様式第4号、様式自由）
- ③ 見積書（様式自由）

- ④ 業務実績調書（様式第 5 号）
- ⑤ 業務実施体制表（様式第 6 号）
- ⑥ 予定スタッフの経歴・従事業務調書（様式第 7 号）
- ⑦ 共同企業体結成届出書（様式第 8 号）※共同企業体の場合のみ
- ⑧ 共同企業体結成同意書（様式第 9 号）※共同企業体の場合のみ
- ⑨ 法人・団体概要がわかる資料（様式自由）
- ⑩ その他補足資料（任意、様式自由）

（２）企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ① 本業務に対する考え方、実施方針
- ② 提案のセールスポイント
- ③ 本業務の実施方法、手法
- ④ 課題に対する解決案または解決手法
- ⑤ 本業務にかかる実施体制・支援体制（会議への出席回数を含む）
- ⑥ 類似業務実績
- ⑦ 提案見積と積算根拠

（３）見積書の記載事項について

- ① 日付・法人名・所在地・代表者名を記入すること。（代表者印の押印は不要）
- ② 見積額は税込みで記載すること。

８ 選定に関する事項

（１）選定委員会

- ア 実施時期 令和 8 年 11 月下旬に神戸市役所内にて実施予定。
- イ 選定方法 ①選定委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。また、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。
- ②選定委員は、以下の評価基準に沿って、100 点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点（＝評価点）が最も高い応募者を、受託候補者とする。
- ※ただし、60 点未満の場合は受託候補者に選定しない。

評価項目				点数
1	実施 内容	調 査 業 務 に 関 す る 提 案 内 容	基本方針及び提案内容全般が、本業務の趣旨を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	20 点
			調査工程やスケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	20 点
			調査の手法は、将来有効な施策の提言を得るにあたり効果的かつ適切か	20 点
			提案内容について、図表等を効果的に使いながら、誰が見ても理解できるように分かりやすくまとめられているか	10 点
2	実施 体制	人員及び 実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10 点
		見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか	10 点
3	地域制		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
合計				100 点

- ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高いものを受託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ①「調査業務に関する提案内容」の合計点数
 - ②「人員及び実績」の点数
 - ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知及び発表

令和8年12月上旬を目途に、すべての応募者に結果を通知するとともに神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と評価点、他の応募者の評価点を掲示する。

9 契約の締結

「8(1) 選定委員会」における受託候補者と契約締結協議を行う（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする）。

また、契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

なお、契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の優先順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」に「①又は②の内容」の水準を上回る部分があるときは、当該部分に限り「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

その他の書類に齟齬がある場合には、本市が事前に受託候補者と協議した上で、その優先関係を判断する。

本市では電子契約を導入しており、委託契約候補者には、電子契約システムの利用意思を確認することとしている。なお、電子契約の利用が難しい場合は、従来通り書面にて契約締結を行うこととする。

電子契約についての詳細は、市ホームページを確認すること。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html

10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 期限後の提出、差替え等は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、プライバシー情報、法人等情報などの非公開事由に該当する部分を除き、神戸市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (6) 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (7) 企画提案書を提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は速やかに「応募辞退届（様式第10号）」を「11 問合せ及び書類の提出先」までEメールにて提出すること。

11 問合せ及び書類の提出先

神戸市企画調整局医療産業都市部（誘致・産業化担当）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6－5－1 神戸市役所1号館12階
電話：078-322-6341 E-mail：kbic-contact@city.kobe.lg.jp

仕様書

1. 目的・概要

神戸医療産業都市の医療機器関連企業の海外展開支援施策の検討に資するため、シンガポールを中心とした ASEAN 主要国における医療機器市場の概況を整理するとともに、市内企業の技術・製品との親和性を踏まえた有望分野の評価を行う。

特に、シンガポールを ASEAN 展開の拠点候補として位置付け、その活用可能性を整理するとともに、医療機器分野別の市場性や参入可能性を分析し、今後神戸市が重点的に支援すべき対象分野を抽出する。

併せて、概ね5年間を見据えた海外展開支援の方向性を整理し、今後の施策立案及び事業実施に活用可能な基礎資料を作成する。

(調査対象地域)

- ・シンガポール
- ・タイ
- ・ベトナム
- ・マレーシア
- ・インドネシア
- ・フィリピン

上記6か国以外の有望市場（ASEAN 域外を含む。）については、必要に応じて既存資料等による参考整理を行うこと。

2. 契約期間等

契約締結日から令和9年2月26日（金曜）まで
(委託契約・総価契約)

3. 委託業務内容

(1) 市内企業等ニーズ調査

市内企業等へのヒアリング調査を実施すること。

ア 実施件数

10 件程度

イ 調査項目

- ・事業内容
- ・製品・技術分野
- ・海外展開状況
- ・海外展開における課題
- ・今後の展開意向
- ・必要な支援策

なお、ヒアリング対象については医療機器分野とすること。

(2) ASEAN 医療市場調査

対象国について、以下の項目を比較整理すること。

調査項目

- ・人口及び経済規模
- ・医療市場の成長動向
- ・医療制度の概要
- ・医療機器規制の概要
- ・医療機器市場規模及び成長性
- ・日本企業進出状況（概況）

※公開情報を中心とし、各国比較が可能なレベルで整理すること。

(3) シンガポール重点整理

シンガポールについて、ASEAN 展開拠点としての活用可能性を整理すること。

調査項目

- ・医療・ライフサイエンス政策
- ・医療機器産業集積状況
- ・スタートアップ支援環境
- ・ASEAN へのアクセス性
- ・日本企業の活用事例

(4) 医療機器分野別市場性評価

ヒアリング結果及び市場調査結果を踏まえ、重点分野の市場性を評価すること。

対象分野（例）

以下を基本とする。ただし、必要に応じ適切な分野を設定すること。

- ・診断機器
- ・手術・治療機器
- ・デジタルヘルス・医療 DX

評価項目

- ・市場成長性
- ・医療ニーズとの適合性
- ・市内企業との親和性
- ・規制対応の難易度
- ・ASEAN 展開可能性

(5) 優先分野の整理

評価結果を踏まえ、重点支援分野を整理すること。

整理項目

- ・優先分野
- ・選定理由
- ・想定ターゲット国
- ・主な課題
- ・展開の方向性
- ・短期的重点分野
- ・中長期的育成分野

(6) 支援制度・支援機関整理

海外展開支援に活用可能な主要制度を整理すること。

対象機関

- ・経済産業省
- ・JETRO
- ・AMED
- ・中小企業基盤整備機構
- ・兵庫県
- ・神戸市及び関連機関

整理項目

- ・支援内容
- ・活用対象
- ・活用上の留意点

(7) 支援施策の方向性整理

調査結果を踏まえ、神戸市が今後検討すべき支援施策の方向性を提案すること。

例

- ・情報提供機能の強化
- ・シンガポール連携支援
- ・展示会・商談会参加支援
- ・薬事規制相談支援
- ・ネットワーク形成支援

(調査方法)

以下の方法により実施すること。

- ・文献調査
- ・公表統計調査
- ・制度調査
- ・市内企業ヒアリング（10 件程度）
- ・海外関係者ヒアリング（2 件以上）

(打合せ及び報告)

受託者は、以下の会議を実施すること。

- ・キックオフ会議
- ・中間報告会
- ・最終報告会

また、必要に応じて本市と打合せを実施し、進捗状況を報告するとともに今後の作業方針について提案を行うこと。

4. 業務実施報告（成果物）

(1) 成果物

- ① ASEAN 医療機器市場概況調査報告書
- ② 医療機器分野別市場性評価及び優先分野整理報告書

③ 神戸市海外展開支援施策提案資料

④ 概要版資料（PowerPoint形式・10～15ページ程度）

(2) 成果物に整理すべき内容

- ・ ASEAN市場概況
- ・ シンガポール活用可能性
- ・ 重点分野評価結果
- ・ 優先支援分野
- ・ 医療機器市場の分野別想定ターゲット国
- ・ 市内企業の主要課題
- ・ 概ね5年間を見据えた支援施策の方向性

(3) 業務記録

会議、打合せ及び各種相談対応について、その記録を作成し提出すること。

(4) 提出形式

成果物はPDF形式のほか、可能な限り編集可能な元データ（Word、PowerPoint、Excel等）を併せて提出すること。

(5) 納入期限

令和9年2月26日

(6) 納入場所

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館12階 企画調整局医療産業都市部

5. 検査・支払方法

- ・ 受託者は業務完了後、履行完了報告を行うものとし、本市はその内容について検査を実施する。
- ・ 支払方法は一括払いとする。
- ・ 本市は検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

6. 情報管理

- ・ 受託者は、本市から提供を受けた資料及び業務遂行により知り得た情報について、情報漏えい防止のための適切な措置を講じること。
- ・ 受託者は、本市の書面による承諾なく、当該情報を業務目的以外に使用し、第三者へ提供し、又は利用させてはならない。
- ・ また、受託者は本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、本業務終了後も同様とする。

7. その他

(1) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

契約締結後、市の指定様式により業務責任者通知書を提出すること。

(2) 業務開始にあたっては、実施体制、実施スケジュール及び事故発生時の対応等を記載した業務

計画書を作成し、本市の承認を得ること。

- (3) 業務内容に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

また、やむを得ず業務内容を変更する必要がある場合は、その理由及び変更後の実施計画を本市へ提案し、承認を得ること。

- (4) 本業務により作成された成果物に係る著作権、所有権その他一切の権利は、本市に帰属する。

受託者は、本市が成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。

- (5) 事業実施に当たっては、社会情勢に応じた適切な対応を行うこと。

- (6) 業務の遂行に当たっては、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

(参考) <https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

シンガポール・ASEAN地域における医療機器分野の海外展開調査業務

委託契約書(案)

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）	●●●●●●円
精算を行う場合の方法	
2 契約保証金（第3条関係）	●●●●●●円
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から令和9年2月26日
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	なし
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	なし

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 企画調整局長 西尾 秀樹 印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

乙

印

※電子契約の場合は「印」は削除する。

委託契約約款

令和7年4月1日改正

第1条（総則） 甲は、仕様書、設計図書（別冊の設計書、図面等（甲の承諾を必要とする乙が作成した詳細図等を含む。）及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に定める業務（この契約書において「委託業務」という。）の給付を委託し、乙はこれを受託して甲のために誠実に履行する。

2 乙は、頭書の表第3項に定める委託期間等において委託業務を履行しなければならない。

3 この契約は、頭書の表第3項に定める委託期間等の経過をもって、なお効力を有すると定められた規定を除いて終了するものであって、別途契約の締結をすることなくこの契約が更新されるものと解することはできない。

第2条（再委託等の禁止） 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）（以下「再委託」という。）してはならない。

3 甲は、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託の承諾をすることはできない。

4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。

6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第3条（契約保証金） 乙は、この契約の締結と同時に、この契約上の義務の不履行によって生ずる甲の損害その他乙が負担すべき債務をてん補するため、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。ただし、乙は、当該保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第7項において「保証

の額」という。)は、契約金額(委託料総額。以下同じ。)の100分の3以上としなければならない。

- 4 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第7項において「保証の額」という。)は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約については、その額を契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 5 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第28条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 6 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 7 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の3(第4項に該当する場合は100分の10)に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 8 甲は、この約款に特別な定めがある場合を除き、委託業務の最終の履行確認後、第1項第1号の契約保証金又は同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

第4条(検査) 乙は、契約の履行が完了したときは、甲への給付の前に、甲の検査を受けなければならない。ただし、検査は、神戸市契約規則(昭和39年3月神戸市規則第120号)第5章第2節又は第3節その他の法令に定めるところにより行う。

- 2 前項の検査は、乙からの履行届の提出があった日から10日(委託業務が工事である場合は、14日)以内に行うものとする。
- 3 第1項の検査の結果、その給付の内容の全部又は一部がこの契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、乙に対し、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、甲が乙から是正又は改善を終了したとして再度履行届の提出を受けた日から10日(工事である委託業務については、14日)以内とする。

第5条(延滞違約金) 乙は、その責に帰すべき理由によって、頭書の履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、検査その他甲の都合によって経過した日数は、遅延日数に算入しない。

第6条(委託料) 委託業務に係る委託料(以下単に「委託料」という。)は、頭書の表第1項に定めるとおりとする。

- 2 甲は、前金払又は概算払により支払うことと頭書において定めている委託料(以下「前金払等委託料」という。)について、乙からの甲の定める様式による請求書(以下単に「請求書」という。)の提出があったときは、速やかに支払うものとする。
- 3 甲は、前金払等委託料以外の委託料について、甲が給付の検査を終了した後乙から請求書の提出があったときは、提出日から30日(工事に係る委託料については、40日)以内の日までに支払うものとする。
- 4 甲が乙から請求書の提出を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあつ

ては、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が軽微でなく、乙の故意又は重大な過失によるものであったときにあっては、適法な支払請求があったものとし、甲は、乙の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間に算入しないものとする。

第6条の2（工事又は測量に係る前金払） 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事又は測量に係る契約のうち、甲があらかじめ指定した契約については、同条第4項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、履行期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「前金払保証契約」という。）を締結したときに限り、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の前払を請求することができる。ただし、その額は、甲の指定した額によるものとする。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

4 前3項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し又は乙をして還付させることができる。

第6条の3（前金払保証契約の変更） 乙は、契約金額が増減した場合又は契約内容の変更その他の理由により履行期限を延長した場合において、甲が必要と認める場合には、直ちに前金払保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第6条の4（前払金の使用等） 乙は、前払金を、次の各号に掲げる業務について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払に充当してはならない。

(1) 設計・調査 当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(2) 測量 当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(3) 工事その他 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この契約において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費等この契約において甲が必要と認める経費

第6条の5（前金払保証契約の解除） 甲は、前金払保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

第7条（随時検査） 甲は、必要があると認める場合には、随時検査を行うことができる。

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の検査に準用する。

第8条（成果物） 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る乙の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、甲に帰属、若しくは乙は甲に譲渡する。

2 乙は、甲が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、甲の行為に対し、著作者人格権を行使しない。

3 乙は、甲の書面による承諾なくして、成果物を目的外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。委託期間等の終了の後又はこの契約が解除された後（以下「契約終了等の後」という。）においても、同様とする。

第9条（特許権等の使用） 乙は、成果物の作成に特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10条（特許権等の発明等） 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、速やかに甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

第11条（知的財産権等の保証） 乙は、甲に対し、成果物が第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利）等を侵害していないことを保証する。

2 乙の成果物が第三者の知的財産権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該第三者の知的財産権等を侵害しない方法により、新たな成果物を甲に無償で納入しなければならない。

第12条（危険負担） この契約の成果物について、当事者の双方の責めに帰することができない事由によって全部又は一部が滅失又は変質等したことにより乙の委託業務が履行できなくなったときは、甲は契約を何らの催告なしに解除することができる。契約を解除しない場合でも、契約金の支払いを拒絶することができる。

第13条（契約不適合責任） 乙は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない成果物を甲に給付したとき（給付を要しない場合にあつては、業務終了時に成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合）は、甲の指定する期間内に取替え、補修その他の措置を講じなければならない。ただし、種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、甲がその不適合を知った時から頭書の担保期間内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 乙が、成果物の給付の時に前項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、頭書の担保期間に関わらず、乙は前項の責任を負う。

3 担保検査については、第4条第1項の規定を準用する。

第14条（業務責任者） 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者（以下「業務責任者」という。）を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者（以下単に「従業員」という。）の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条（作業場所及び作業者の届出） 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選（従事させる作業人員数の決定を含む。）をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。作業者を変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第16条（使用者としての責任） 乙は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に基づく従業員に対する使用者としての責任を負わなければならない。

2 乙の従業員の労働時間及び休憩又は休暇の取得は、甲の施設管理上支障がある場合を除くほか、乙が自己の責任において定めるものとする。

第17条（協力） 甲は、乙の委託業務履行のために必要な文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下「文書等」と総称する。）を、乙の申出により、貸与し、又は閲覧させることができる。

2 乙は、前項により貸与され又は閲覧した文書等を委託業務履行以外の目的に使用してはならない。

第18条（機械器具等の使用） 乙は、委託業務の履行のために使用する機械器具、工具、消耗品等（以下「機械器具等」という。）を、乙の責任と費用により調達しなければならない。

2 甲が、乙に対し、委託業務の履行に当たり、前項の機械器具等を使用させる場合、これを有償とする。ただし、当該機械器具等を使用することが委託業務の履行に必要不可欠であり、かつ、委託業務の要素であると認められる等の理由により、甲が当該機械器具等を指定してこれを乙に使用させる場合には、対価を減額し、又は免除することができる。

3 乙は、前項の使用に対する対価として、甲に対し、頭書の表第4項に定める額の金員

を甲に支払わなければならない。

- 4 前項に規定する対価は、甲が、委託業務の最終の履行確認後、委託料の額から前項の額を控除した額を乙に支払うことにより決済するものとする。甲が乙に対して支払う委託料の額が前項に規定する対価の額を下回るときは、甲は、委託業務の履行確認後又はこの契約の終了後に、乙に対し、その差額を請求することができる。
- 5 甲は、乙に対し、資材置場、光熱用水、従業員用控室、ロッカー等の委託業務の履行のために必要であると甲が認める設備等（以下「設備等」という。）を、委託業務の履行中、有償で使用させることができる。また、公益上特に必要があるときは、対価を減額し、又は免除することができる。なお、有償の場合における対価の決済方法は、前項を準用する。
- 6 第2項及び前項の規定により、甲から乙に提供するものの品名、数量、対価、引渡場所及び引渡時期等は、仕様書に定めるところによる。

第19条（施設の使用） 委託業務の内容が甲の施設内でなければ履行できないものであるときは、乙は、仕様書に定めるところにより、委託業務履行のために甲の施設を使用することができる。

- 2 前項の使用は、乙に対し、委託業務と関連せずに甲の施設を使用する権原を与えるものではない。
- 3 乙は、甲の許可なく、甲の施設内に乙の委託業務履行のために必要と認められない物品を搬入してはならない。
- 4 乙は、委託業務が終了したときは、甲の施設内に搬入した物品のうち成果物以外の物を速やかに搬出しなければならない。

第20条（甲の機械器具等及び設備等に対する保管義務等） 乙は、第18条第2項の規定により使用する機械器具等、同条第5項の規定により使用する設備等及び前条第1項の規定により使用する施設を、善良な管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、乙の責に帰すべき事由により毀損又は紛失等が生じたときは、乙はそれにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、甲は、甲に生じた損害額を委託料又は契約保証金から控除することができる。
- 3 乙は、前項の機械器具等、設備等及び施設について、委託期間等が終了し、又はこの契約が解除されたときは、直ちに原状に復して甲に対し返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

第21条（監督） 甲は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項及び地方自治法施行令第167条の15第1項の規定により、この契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって乙の必要な監督をするものとする。

- 2 甲は、必要があると認める場合には、乙による契約の履行について監督員を指定することができる。
- 3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づいて、乙又は代理人に対して必要な監督を行うものとする。
- 4 この契約書に規定する甲の乙に対する指示、調査、監査等の権限は、第1項の権限に基づくものであって、これらの権限に基づき甲又は甲の職員が乙の従業員に対して直接指揮命令することができるものと解してはならない。
- 5 甲の乙に対する第1項の権限の行使は、急を要する場合を除くほか、原則として第14条の業務責任者を通じて行うものとする。

第22条（調査等） 甲は、この契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又は甲から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

第23条（監査） 甲は、委託業務が情報処理業務である場合であって、その履行に関し必要があると認めるときは、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

第24条（事故発生時の報告義務等） 乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

第25条（契約終了等の後の措置） 乙は、委託業務を処理するに当たって甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後、甲の所有に属するものは直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、甲が別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

2 乙は、委託業務の履行に当たって甲の土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、契約終了等の後直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

3 前項の場合において、乙が、正当な理由もないのに、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、甲は、通知の上、乙に代ってこれを処分することができる。この場合において、乙は、異議なく甲の処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。処分された物件について、第三者の所有権について紛争が生じた場合は、乙は、乙の責任と負担において当該紛争を解決する。

4 前3項の規定にかかわらず、甲の所有に属さない物件について、甲は、引取りを必要と認めた乙の履行部分について相当代金を乙に交付し、これを甲に帰属させることができる。

第26条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、何ら催告なしに契約を解除することができる。

(1) 頭書の契約期限内に委託業務を履行しないとき、又はその見込みがないとき。

(2) 乙又はその使用人が、本市係員の指示、監督に従わず、職務の執行を妨げたとき。

(3) 乙が監督官庁から営業の取消し、停止その他これらに類する処分を受けたときその他の契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

(4) 第2条第2項、第4項及び第5項後段に違反したとき

(5) 乙に支払いの停止があったとき、乙が手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は乙に対して仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）若しくは特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）の申立てがあったとき。

(6) 乙が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(7) 乙が甲に対するこの契約に基づく債務以外の債務について滞納し、その返済の見込みがないとき。

(8) 乙が事業譲渡、事業廃止その他の理由により委託業務に係る事業を行わなくなると認

めるとき。

(9) 乙が法人その他の団体である場合にあっては、乙が合併、分割又は解散をするとき。

(10) 乙が自然人である場合にあっては、乙が死亡し、若しくは行方不明となり、又は乙について後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判請求の申立てがあったとき。

(11) 前各号に掲げるもののほか、甲がこの契約の目的が達成することができないと認めるとき。

2 甲は、前項に定める場合を除くほか、やむを得ない必要があると認めるときは契約を解除することができる。この場合、契約保証金は解除後直ちに乙に返還する。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第27条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の都合による契約内容の変更により、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 甲の都合による契約内容の変更により、契約履行の中止日数が、当初の契約期間の3分の1以上となるとき。

第28条（解除に伴う措置） 甲は、契約を解除した場合において、可分な履行部分の給付によって甲が利益を受けると甲が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、第3条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は甲に帰属するものとする。ただし、同条第1項ただし書の規定により同項の保証を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として前項の規定による支払額から控除又は乙に対し請求できる。

(1) 第26条第1項各号、第31条第7項、第32条第2項又は第33条第1項の規定により契約を解除した場合

(2) 乙が契約上の義務の履行を拒絶する意思を明確に表示し、乙の契約上の義務について履行不能となった場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第29条（個人情報等の保護） 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）及び個人情報以外の秘密に係る情報その他甲が指定する情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、委託業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 乙は、その使用する者が、在職中及び退職後において、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、甲の書面

による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

- 5 前3項の規定は、契約終了等の後においても、同様とする。
- 6 乙は、委託業務に係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、甲から貸与された文書等を甲の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。
- 8 乙は、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。契約終了等の後においても、同様とする。
- 9 甲は、乙が委託業務を処理するに当たって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、乙に対し報告を求め、又はその検査をすることができる。
- 10 乙は、甲から前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。
- 11 乙は、委託業務を処理するに当たって個人情報等を収集するときは、委託事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第30条（情報セキュリティポリシー等の遵守） 乙は、委託業務がネットワーク又は情報システムの開発、保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）であるときは、この契約の履行に関し、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守しなければならない。

- 2 乙は、委託業務が個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）を取り扱う業務又は情報処理業務であるときは、この契約の履行に関し、情報セキュリティ遵守特記事項に記載された事項を遵守しなければならない。

第31条（談合その他の不正行為に対する措置） 乙は、この契約に関して次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、この契約による契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会の乙に対する同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、乙が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) その他乙が前各号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 乙は、甲が必要があると認めて請求をしたときは、乙がこの契約に関して前項第1号から第5号までのいずれかに該当する旨の報告書又はこれらの規定のいずれにも該当しない旨の誓約書を甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約に関して第1項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、損害の発生の有無に関わらず、違約罰として、第1項に規定するこの契約による契約金額の10分の1に相当する額のほか、当該契約金額の100分の5に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。
- (1) 第1項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 乙が甲に前項の誓約書を提出しているとき。
- 4 乙が第1項及び第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 5 乙が共同企業体である場合は、前4項中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 6 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第3項及び第4項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第3項及び第4項の額を甲に支払わなければならない。
- 7 第1項又は第3項に規定する場合においては、甲は、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第32条（暴力団等の排除に関する措置） 甲は、乙が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (1) 乙が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
- (2) 乙が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
- (3) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。
- (4) 乙又はその役員その他経営に実質的に関与している者、若しくは相当の責任の地位にある者等（以下「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用していること。
- (5) 乙又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な

- 援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
- (6) 乙又はその役員等が、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負を行い、その他当該事業者を利用していること。
- (7) 乙又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 甲は、本部長からの回答又は通報（以下「回答等」という。）に基づき、乙が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 3 前項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 4 乙が本条第1項各号の一に該当する旨の回答等を本部長から受けた場合、神戸市契約事務等から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。
- 5 乙が第3項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第3項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第3項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。
- 8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

- 第33条（適正な賃金の支払に関する措置）** 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、何らの催告なしに、契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を他人に履行させる場合においては、当該他人との間に前項から次項までの規定の趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- 3 甲は、乙が甲の書面による事前の承諾を得て、この契約の一部を履行させるために使用する再委託先がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。
- 5 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 6 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。
- 7 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第4項又は第5項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第4項又は第5項の額を甲に支払わなければならない。

8 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第34条（重要な契約義務違反に対する措置） 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲の指定する期間内に契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を損害の発生の有無に関わらず、違約罰として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第2条第1項、第2項若しくは第4項の規定に違反したとき

(2) 第8条第3項の規定に違反したとき

(3) 第29条の規定に違反したとき

(4) 第30条の規定に違反したとき

2 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。

3 乙が共同企業体である場合は、前各項の規定中「乙」とあるのは「乙又は乙の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、乙が解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に第1項又は第2項の規定による支払の請求をすることができる。この場合においては、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して第1項又は第2項の額を甲に支払わなければならない。

5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第35条（損害賠償） 乙が契約上の義務の履行をしないとき又は義務の履行ができないときは、甲は、乙に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第5条の規定による延滞違約金は、前項の損害賠償金としての遅延損害金の予定又はその一部と解する。

3 第1項の損害賠償金は、契約金額より控除し、又は第3条の契約保証金（又はこれに代わる担保）を充当することにより徴収できる。

4 第28条第2項により乙が違約金（契約保証金を納付していた場合には、当該契約保証金又はこれに代わる担保）の支払い義務を負った場合において、甲の損害が契約保証金相当額を上回るときは、甲は、乙に対し、その差額について損害の賠償を請求できる。

第36条（第三者の損害） 乙がこの契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者（甲の職員その他従業員を含む。）に損害を与えた場合において、甲が同損害について第三者に賠償を行ったときは、甲は、乙に対し、第三者に賠償した金額の全額を求償することができる。

第37条（違約罰、延滞利息等） 第31条第1項及び第3項、第32条第3項、第33条第4項、並びに第34条第1項に規定する違約罰は、第35条の規定による損害賠償額の予定又はその一部には含まれない。

2 第31条第4項、第32条第5項、第33条第5項、並びに第34条第2項に規定する延滞利息は、第5条の規定による延滞違約金の予定又はその一部には含まれない。

3 甲は、第5条、第31条第1項、第3項及び第4項、第32条第3項及び第5項、第33条第4項及び第5項、第34条第1項及び第2項に規定する延滞違約金、違約罰又は延滞利息を契約金額又は第3条の契約保証金による充当により徴収することができる。

第37条の2（相殺） 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、当該金銭債権と乙が甲に対して有する金銭債権とを相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、相殺の充当の順序は甲が指定することができる。

第38条（契約の変更等） 経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額その他の契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が実情に応じて協議し、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

第39条（専属的合意管轄その他雑則） この契約又はこの契約に関連して生じた紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

2 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

5 この契約の手続きにおいて使用する日時は、日本国の標準時を用いるものとする。

6 この契約における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

第40条（印紙税） 印紙貼付の要否、及び額は乙の責任において確認しなければならない。

第41条（業者調査への協力） 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。この場合、乙は、特別な理由がない限り、要請に応じるものとする。

第42条（疑義の解釈） この契約について、疑義の生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、神戸市契約規則その他関係の法令によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

2 前項の規定は、この契約に基づく権利義務以外の権利義務をこの契約に係る変更契約を締結せずに設定できるものと解釈してはならない。